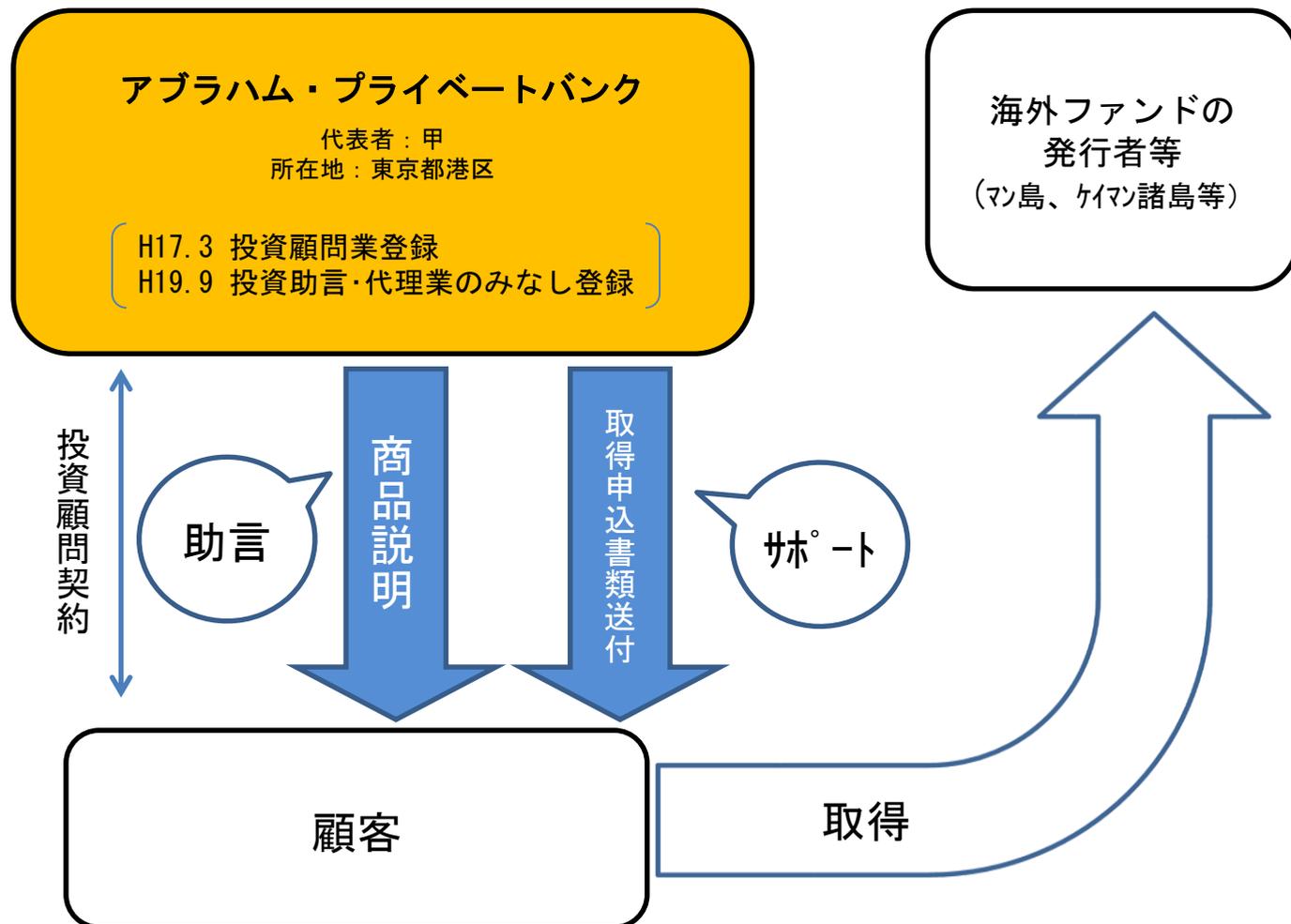
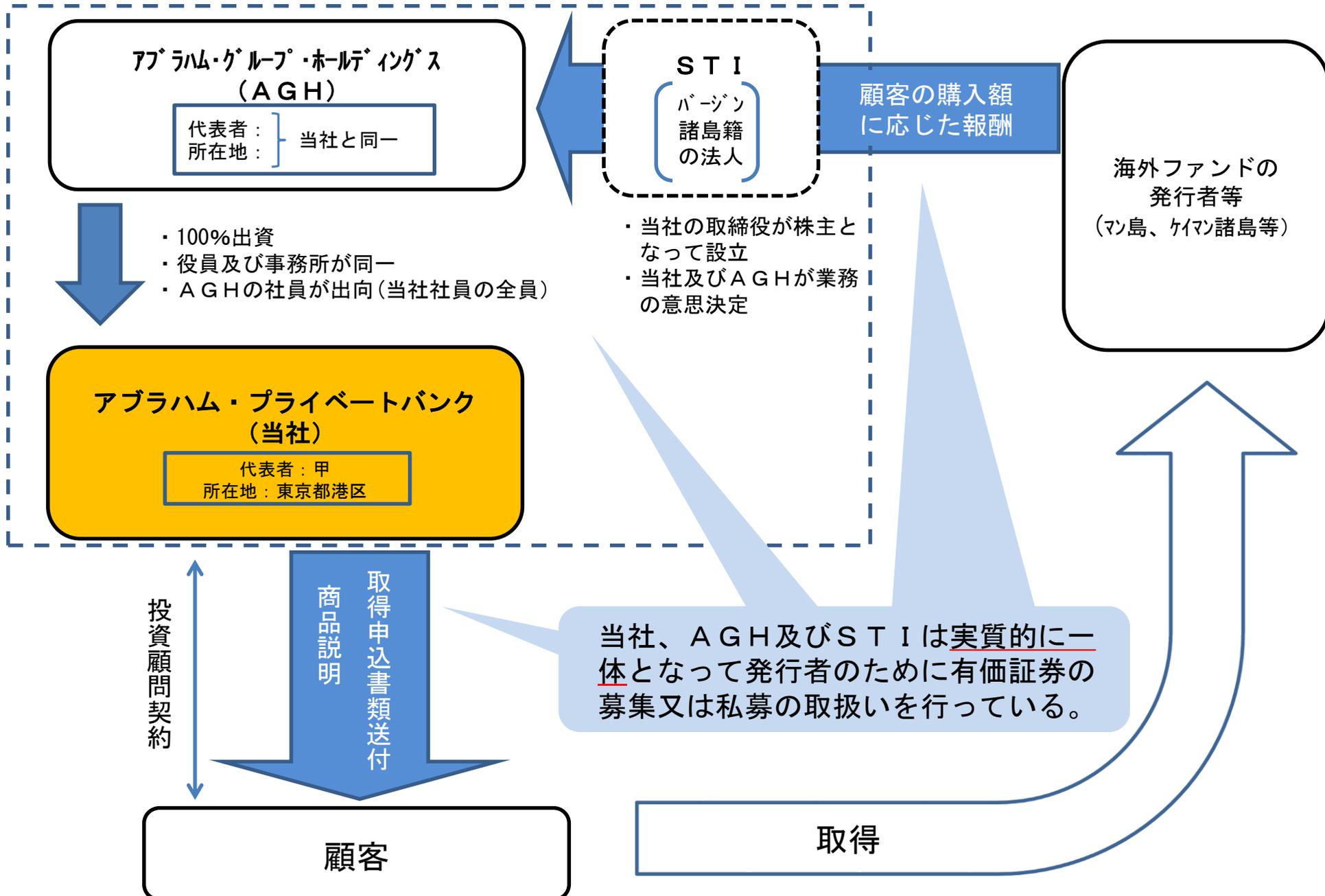


アブラハム・プライベートバンク(株)に対する検査結果の概要

《当社の主張》



《無登録業務の実態》



行政処分勧告のポイント

1 無登録で海外ファンドの募集又は私募の取扱いを行っている状況

第一種業及び第二種業の登録を受けずに、遅くとも平成22年8月から同25年5月末までの間、海外ファンドの募集又は私募の取扱いを行った。

2 著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示のある広告

広告	実態
記事広告において、当社の助言サービスと他社の商品の平均利回り(過去5年間)を比較し、6商品の中で当社の助言サービスが15.34%と、最も高い平均利回りを上げていると記載。	過去5年間の年平均利回りとして15.34%というパフォーマンスを上げていた投資商品は、当社顧客が投資対象を選択するに当たり選択肢となり得る投資商品の一つではあるものの、当社は、当該投資商品の取得を顧客に助言したことはなく、顧客が当社の助言を受けて当該投資商品を取得した事実もない。
ウェブサイトにおいて、「類似の資産運用サービスと比較した場合、アブラハム・プライベートバンク株式会社の手数料は、業界最安値でございます。」と掲載。	当社の助言手数料を下回る他社のサービスが存在することを認識しながら、あえて当該他社サービスを比較対象に含めず、それ以外の事業者との間でのみ手数料を比較。
ウェブサイトにおいて、「金融機関や運用会社から販売手数料等はもらっていません。」と記載。	当社と一体であるAGHやSTIを通じて、海外ファンドや運用会社から顧客の購入額に応じた報酬を受領。

3 顧客の利益に追加するため財産上の利益を提供

特定の顧客から依頼を受け、2年分の助言報酬計約940万円を全額免除した。